



Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

January 2006

私たち税理士法人中央青山は、全世界148カ国に13万人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約300人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約70名が金融部に所属しています。

PwCのグローバルネットワークの価値を最大限に活用しつつ、日本を拠点として世界を舞台に事業展開される企業にValue for Moneyとしてご満足をいただけるサービスを提供することが私たちの理念です。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**プライスウォーターハウスクーパース
税理士法人中央青山 金融部**

〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. PricewaterhouseCoopers refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity. *connectedthinking is a trademark of PricewaterhouseCoopers.

日米租税条約に規定する 投資銀行の意義について

2003年11月6日に締結された「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約」(平成16年条約第2号)(以下、「日米租税条約」)では、両国間の投資を促進するために源泉徴収税率の減免が行われました。さらに、第11条3(c)に規定する金融機関等が受益者となっている利子については源泉国で免税とされています。同条3(c)(i)において、免税となる金融機関として「銀行(投資銀行を含む。)」が規定されていますが、この「投資銀行」とは実務上の用語であるため明確な規定がなく、問題となっていました。この度、2005年12月27日、日米当局間で合意されたガイドラインが公表され、租税条約の適用の上での「投資銀行」の意義が明確になりました。今月のニュースレターでは、当該ガイドラインの概要についてご説明いたします。

1. 60%総所得テスト

投資銀行とは、利子の支払が行われる課税年度の直前の3課税年度のそれぞれにおいて、総所得の60%以上が次に掲げる活動(以下、「投資銀行活動」)から生じており、これらの活動のうち一以上の活動に定常的に従事している者をいいます。

- ① 最善努力契約または買取引受契約に基づく株式、債券等の引受
- ② M&A 顧問サービス、信託サービス、カストディサービス等の提供
- ③ ストラクチャード・ファイナンス等の組成等、ブローカー業務、株式等の売買、保有、貸借等
- ④ 金融資産の証券へのリパッケージ等

上記60%総所得テストを満たさない事業体については、当該事業体が日本または米国居住者である登録証券会社と関連しているものとして一定の要件を満たす場合には、その事業体が持分の50%以上を保有する別の事業体と同一の活動に従事しているものとし、当該別の事業体の活動に係る総所得のうち、その持分割合に応じた部分の所得を直接得たものとして、60%総所得テストの判定を行います。(ルックスルー・ルール)

2. グループ全体テスト

上記1.の60%総所得テストを満たす事業体は、以下の二つのテストも満たさなければ投資銀行とされません。

(1) 総所得テスト

- a. 当該事業体およびその関連者を一つの事業体とみなした場合において、上記1.の60%総所得テストを満たすこと
- b. 当該事業体およびその関連者(銀行を除く)を一つの事業体とみなした場合において、上記1.に掲げる投資銀行活動のうち、①、②および④からの総所得が、当該事業体および関連者(銀行を除く)の総所得の10%以上であること(10%テスト)

(2) 活動テスト

- a. 当該事業体または関連者は、上記1.①に掲げる投資銀行活動に従事していること
- b. 当該事業体または関連者は、上記1.②に掲げる投資銀行活動に従事していること
- c. 当該事業体または関連者は、一定の公認証券取引所の会員等であること

3. 市場取引要件

当該事業体は、市場で取引されている債券または株式の発行体であるか、市場で取引されている債券または株式の発行体により直接または間接にその持分の少なくとも80%を所有されていなければなりません。

4. 特典を受ける資格の確認

日米両国は、自国の居住者である事業体が、当該ガイドラインに規定した要件を満たすことを証明した書面を当局に適切に提出し一定のテストを行った場合、それぞれの事業体の名称を他方の締約国の当局に対して通知しなければならないこととされています。また、通知された事業体のリストは公表され、随時、更新されなければならないこととされています。

当該ガイドラインは下記のホームページから参照することができます。
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/category/topics/data/h17/4414/01.htm>

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
マネージャー	高野公人	03-5251-2698	kimihito.takano@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.suzuki@jp.pwc.com
	鈴木俊二	03-5251-2483	shunji.suzuki@jp.pwc.com
	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
	梶原みゆき	03-5251-2520	miyuki.kajiwara@jp.pwc.com
	齋木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
清宮陽二	03-5251-2303	yoji.kiyomiya@jp.pwc.com	